

保険医療機関及び療養担当規則に基づく院内掲示

当院は厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です
当院は、次の施設基準に適合している旨の届出を行っています

夜間・早朝加算

当院は、厚生労働省の定めにより、土曜日12:00以降に受付をされた場合、通常の初診料・再診料に国が定めた金額が加算されます。

明細書発行体制加算

当院では、医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際に、個別の診療報酬の算定項目が分かる明細書を無料で発行しております。

一般名処方加算

当院では、後発医薬品の使用促進および医薬品供給の安定化を目的として、薬の処方に際して「一般名処方(有効成分名による記載)」を行っています。
これにより、同じ成分で価格の安い薬や供給の安定した薬を薬局で選ぶことが可能になります。
ご理解とご協力をお願いいたします。

電子的診療情報連携体制整備加算

- オンライン請求を行っています。
- オンライン資格確認を行う体制を有しています。正確な情報を取得活用するためマイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。
- オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報を活用して診療を行える体制を有しています。
- マイナンバーの保険証利用について、お声がけポスター掲示を行っています。
- 医療DX推進体制に関する事項および質の高い医療を実施するための十分な情報を取得、活用して診療を行うことについて、医療機関の見やすい場所およびホームページに掲載しています。

特定疾患指導管理料、耳鼻咽喉科特定疾患指導管理料

- 管理を行う必要な体制が整備されています。
- 患者様の症状に応じ、28日以上長期投与を行うことまたは、リフィル処方箋を交付します。
ただし、患者様の病状等を踏まえ、医師が判断します。
すべての疾患、患者様が対象のわけではありません。

外来・在宅ベースアップ評価料 (I)

医療に従事する職員の賃金の改善を図る体制につき、外来・在宅ベースアップ評価料 (I) の施設基準に適合し、届出を行っています。

保険外負担に関する事項

当院では、以下の項目について、その使用回数に応じた実費の負担をお願いしております。

- 診断書および証明書
【1通】 2,200円～5,500円(税込)

※書類代等については右の表をご覧ください。

普通診断書(医院用紙)	2,200円
保険会社(加入者)診断書	5,500円
身体障害者認定・変更診断書	5,500円
年金診断書	5,500円
障害年金などの受診状況等証明書	5,500円



医療法人社団

武田耳鼻咽喉科医院